今号では、いったいどうしたらよいのか考えましょう。 前号で日本の医療制 い形で変わり かけていることを説明しました。 度が患者にとってあまり嬉 くな

搬送手段は必要です)になる があるならば、集約化によっ 域内の需要を満たす医療供給 高度化が始まっています。地 いう時により安心(もちろん かもしれないけれど、 医療者側もハッピーです 少々不便になる人はいる 号のおさらいから。 国的に施設の集約化・ イザと

供給不足が局所的、一時的な でもはじめから供給不足の場 もしれません。 しませんし、現時点で少なく とも一部地域の一部診療科で ここから今回の議論です。 供給が足りていません。 集約化しても問題は解決 大騒ぎする必要はないか

可能性があります。 た周囲の地域や他の診療科で も供給不足が起き、ドミノ倒 が減る)傾向にあります。 しのように医療崩壊が広がる 結果として、あおりを受け 供給不足を局所的・一時的

さらに医療者が減る(=供給

したり気力を失ったりして、

たないことが多く、

体調を崩

勤務がとてつもなく過酷なう

状況改善の見通しも立

足している所では、医療者の

しかし現在、医療供給が不

にしたらよいでしょう。 にとどめるために、どのよう の供給がない場合、解決策は 一般に、需要を満たすだけ

> 療行為の対価はほぼ全国共通 また国民皆保険制度の下、 療時間内に訪れた患者を断る 思者側です。医療機関が、 の医療機関へ行くか選ぶのは すかです。 医療需要を強制的に減らすこ ム参照)。言葉を換えると、 現行の医療制度では、

需要を減らすか、供給を増や

価格を上げて需要を抑制する とは想定されていないのです。 こともできません(19頁コラ こともできません。 一定ですから、一部地域だけ

> 診療所へ行って、必要がある ので、 いって、 受診を控える以外、需要を減 な尋常でない苦痛(この場合 患者に判断できるわけもない がけるくらいでしょうか。 をもらって病院へ行くよう心 と判断された場合のみ紹介状 は救急車)のとき以外、 らす方法はないわけです。 要するに、患者側が不要な 現実的なのは、 受診が不要かどうか 突発的 まず

ます。そうした地域から「ど しないような地域が増えてい 特に近年、 診療所すら存在

和田仁孝 早稲田大学大学院教授 監修/土屋了介 国立がんセンター中央病院院長 事務局/ロハスメディア編集/医師35人の合同編集委員会 ーション/浦本典子

s Medical 16



抗があるとは思いますが、 うことになります。 とって逆に需要が増えてしま と病院を受診すると、 うせ他地域へ行くのだから」 心理的抵 他

と省略)も、 厚生労働省の「医師の需給地域でも診療所へ、です。 である」と述べています。 能に特化する(編集部注=外 り需要を軽減することが可能 来診療を行わない)ことによ 年7月、以下 に関する検討会報告書」(06 「厚労省報告書」 「病院が入院機

所では、 ギリギリの陣容になっている 必要があります。また、既に 抑制だけでは済みません。 のか考えてみます。 これについてどうすればよい ことが必要です。 医師など医療従事者を増やす りない地域・診療科について、 ただしどう考えても、 これ以上減らさない 次項では、 足

療供給を増やす方法で

そうです。 退したりする方を差し引 人は増えていると考えられる 7700人程度の医師が誕生 しています。亡くなったり引 前出の厚労省報告書によれ 年に3500~ 全国の医学部から、 医師の養成だと思います。 誰もが思い浮かべるの 4 0 0 0

医学部定員)をもっと増やす ご理解いただけると思います。 われるまで全国に自治体が約 ませんが、平成の大合併が行 べきとの主張があります。 はそんなに多くないことが、 ことを考えていただくと、 診療科(医局) が20以上ある **3千あったこと、大学病院の** そこで、医師の養成数(= 結構な数に思えるかもしれ 実

> 効果がみられず、 論すると、 的に否定しました。 は医師過剰をきたす」と全面 部定員の増加は、 かし厚労省報告書は、「医学 中長期的に 短期的には

を考えることにしましょう。 ないという前提で、 うので、ここでは判断しませ ん。医師の養成数は当面増え この見解が妥当かどうか議 これまた簡単に思いつ 特集が作れてしま 他の方法

免許を持っていなが 法があります。医師 掘り起こすという方 れている医療資源を くものとして、 現在医療現場を 埋も

ません。 るのか、 離れたという方に再登板して いただくわけです。 こういった方がどの程度い けれど、多くの人が 実はよくわかってい

指摘しているのは、

師の存在です。 に入ってしまっている女性医 児と両立できないため、 が寝る間もないほど過酷で育

すれば非常に心強いことでは 張り付くわけです。患者から が挙げられます。主治医とな 働かなければならない理由と ばかりではないはず。 れば絶対にダメ」というもの ありますが、「その人でなけ ったら患者の全局面に1 が主治医制を採っていること 勤務医が寝る間もない 日本の多くの医療機関 人で

さが随分と軽減されます。 務している病棟であれば、シ み入れて実質供給を増やすこ める人が減るはずですし、 ともできます。 ^ 卜制を導入することで過酷 少なくとも複数の医師が勤 トタイム医師をシフトに組

以外に、 しか行ってはいけない」もの 行っている業務には、 それから実は勤務医が日常 看護師になら任せら 誰にでも任せられ **「医師** 

るもの(=雑用) が結構含ま

ることが多いのです。 させるほど病院の経営は助か 護師に主業務に加えて雑用を サービス残業が当たり前とい が働くものでしょうが、 もったいないという経営判断 **っ慣行があるため、医師・看** は(場合によっては看護師も) い有資格者に雑用をさせると 誰も困っていないならとも 通常の業界なら、

雑用を結構やっています。 れています。 同様に看護師も 時給の高 医師

看護師を疲弊させバーンアウ そんなことで勤務医や でしょうか。

乗せする必要があり 多くの病院が赤字な ので、診療報酬を上 の人件費は増えます か当たり前の話とし 掘り起こした分

医師法によって、 こんな義務があります。 医師は、時間内に診療を求められた場 合、『正当な事由がなければ、これを拒 んではならない』と規定されています。 これを応召義務と呼びます。医師は自分

の都合で医療需要を抑制できないことに なります。 また、『医師は、死体又は妊娠四月以 上の死産児を検案して異状があると認め たときは、二十四時間以内に所轄警察署 に届け出なければならない』という条文 もあります。これが、最近何かと話題に なることの多い医師法21条です。

# 大幅な供給不足です。

都心には昼間人口に見合うよう病院や 診療所が潤沢にあり、供給不足の心配は ないと感じるかもしれません。しかし実 は医師の多くが郊外から通っているので、 休日・夜間は過疎地域なみの陣容になっ ています。不足を補うために無理やり当 直で残らせると、立ち去り(次項参照) を促進して長続きしません。

逆に郊外地域は夜間人口に比べて昼間 人口が少ないため、昼間人口に見合って 設置されている病院や診療所では、休 夜間に対応しきれません。

# トさせるとしたら、 実にア

形態を整理して、それぞれ 療資源の掘り起こし にすることも実は医 の主業務に専念できるよう ホらしい話です。この勤務 と言えるのではない ただし難点という

19 Lohas Medical

必要なのかもしれません。 現在の医療体制を人体にたと 医療者を血液にたとえる 実は輸血の前に止血が 議論してきましたが、 給を増やすことばかり

呼ばれる深刻な現象がありま 容が減るわけではないのです その原因が「集約化」なら、 受けられない所が出てきたの が、もう一つ「立ち去り」と 人の移動だけで地域全体の陣 事者がいなくなったからです。 は、そこにいた医師、医療従 昨日まで受けられた医療を

局を離れ、開業したり診療科 は転職したりすることで、 療者(特に医師) が職場・医 を変更したり、 過重な負担に耐えかねた医 ひどい場合に

ます。 小松秀樹泌尿器科部長が、こ 日新聞社)で、 の現象を指摘し広く知られる った人の負担をさらに重くし ちらは実際に陣容が減り、 ・となった『医療崩壊』 (朝 06年の医学書ベストセ 虎の門病院の

ましょう。 負担」を取り除く方法を考え とで「止血」、つまり「過重な せざるを得ません。というこ 現在の医療体制は崩壊

②責任の二つの面があります。 「過重」には、 ①勤務時間 です。

医療者たちは、

自分た

職種ごと業務の整理をするこ とによってかなり改善できる 埋もれた人員を呼び戻すこと、 療費は増えるかもしれません 項でも述べたように、若干医 はずです。 うち勤務時間に関しては、前 残る責任の方は、結構難題 シフト制を敷いてさらに

ようになりました。

この「出血」を放置してい

類の責任まで ちが負えない になったと感 問われるよう

刑事責任です。 結果に対する そもそも医

難民」も急増しています。

福島県立大野病院事件。

<sup>まれ</sup> 稀な胎盤状態の妊婦さんが、福島県立

大野病院での帝王切開出産後に大量出血 して亡くなり、手術した産婦人科医が、 業務上過失致死と医師法21条違反で逮

捕・起訴されました。被告側は全面無罪 を主張して、福島地裁で公判が続いてい

同病院が産婦人科医1人しかいない「一 人医長」の施設だったことから、これを きっかけに全国の一人医長施設で産科閉

鎖が相次ぎました。結果として、家の近

所にお産する施設が見つからない「お産

最たるものが、 じています。

療というのは、 リスクを冒し て利益を得よ 現在のところ、被害者側

療者は立つ瀬がありません。 過程でなく、 を問われるようになると、 ずそこを分けるべきです。 れることが多いのですが、

医療者に民事責任を負わせる 補償を受けるには医療者の責 任による損害への賠償請求と いう形を取るしかありません。

ます。

るのが医療だからです。 は医療者の責任を問うべきで も悪くなくても被害が生じう あるという話が一緒くたにさ いう話と、被害が出たからに 人は救済されるべきであると 医療によって被害を受けた 結果だけで責任

> ょうか。 者にまでする必要があるでし のが仕方ないとしても、

ずのまま残されるのです(コ 背景にあるシステムは手付 の個人だけが責任を問われ、 と認定されるようでは、 善意で取り組んだことが犯罪 めになっていると信じている くの場合、医師や看護師など 折れてしまいます。しかも多 られるという面があります。 からこそ、過酷な勤務に耐え いることが、世のため人のた 医療者は、 自分たちのして 心が



すので、 実際には人間が運用していま る方がいるかもしれませんが が変わります。 ないものだと思ってい 時と場合によって解

律は常に一定で揺るぎ

ないか、 医療で「被害」を受けたと感 会が不穏になるからです。 法の目的は社会の安定を図る れだけ峻烈かによっても判断 刑事事件として立件するかし われるようになった背景には、 されない人が大勢いると、 が左右されます。 そもそも刑 こと。恨みを呑んだまま癒や 事件として積極的に取り扱つまり近年、医療事故が刑 警察や検察が、ある事象を 実は被害者感情がど 社

のも仕方ないかもしれません。 なら、このように運用される ない」原因が医療側にあるの えられます。 患者や家族の存在があると考 「被害」の原因、「癒やされ かし実際には、誰が悪いの しかも癒やされていない

でもない被害も少なくありま

頁のインタビュー参照)だっ のは訴訟の限界(下図右と24せん。また、「癒やされない」

要ではないでしょうか。 処理システム=ADR) 紛争処理の方法(裁判外紛争 療崩壊を止めるため、新しい はずもないのです。ここは医 せん。とはいえ、癒やされな させるほどの公益とは思えま 療者の心を折って医療崩壊を 積極的に立件することが、 い患者や家族を放置してよい どう考えても、 が必

にお考えになりますか? えます。皆さんは、 は下図表のようなものだと考 性が十分あるのです。 があります。皆さんの声によ 与野党とも知恵を絞ってお の参議院議員選挙をにらんで 始まっています。また、7月 て厚生労働省でも制度設計が 私たちは、必要なシステム 実は現在、 一つの争点になる可能性 制度設計の変わる可能 この問題に関し

民事訴訟の問題点 感情的しこりが残る コストが高い 臨床経過の全体像がわからないまま 時間がかかる 再発抑制につながらない 医療不信から医療崩壊へ 裁判手続きの 患者の納得を 簡略化が必要 得る方策が必要 裁判準拠型 対話自律型 **ADR ADR** 当事者のニーズに応答的 評価裁断型解決 患者の納得を得て合意形成 最後は金銭賠償 ●相互理解の促進 ●感情的しこりや医療不信 を残したまま。 ●再発抑制への契機

- ●悪影響 or 使われない?



